

○地方独立行政法人奈良県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

県の特別職の給与改正に準じて、以下のとおり期末手当に係る規定を一部改正する。

1. 期末手当の改定

地方独立行政法人奈良県立病院機構役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）

第6条第2項に定めのある期末手当月数を以下のとおり改定する（0.15月分）。

- (1) 6月 100分の140 → 100分の147.5
- (2) 12月 100分の155 → 100分の162.5

2. 施行期日等

- (1) 平成26年12月25日から施行する。
- (2) 平成26年12月1日から適用する。ただし、平成27年3月31日までの間においては、役員報酬規程第6条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の170.0」とする。

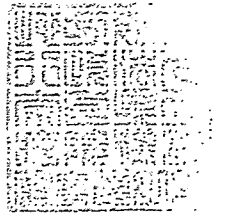
3. 給与の内払

改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の役員報酬規程による給与の内払とみなす。

奈法本第214号
平成26年12月25日

奈良県知事 荒井正吾 殿

地方独立行政法人奈良県立病院機構
理事長 榎 壽右



地方独立行政法人奈良県立病院機構役員報酬規程の変更について

このことについて、別添のとおり役員報酬規程を変更したので、地方独立行政法人法第56条第1項の規定により準用する同法第48条第2項の規定により届出ます。

地方独立行政法人奈良県立病院機構役員報酬規程の一部改正【新旧対照表】

新(改正)	旧(現行)
<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場においては100分の147.5、12月に支給する場においては100分の162.5(以下この条において「期末手当月数」という。)を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 以下略</p>	<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場においては100分の140、12月に支給する場においては100分の155(以下この条において「期末手当月数」という。)を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 以下略</p>

地方独立行政法人奈良県立病院機構役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）第56条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人奈良県立病院機構の役員の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、理事長及び常勤の役員（以下「常勤役員等」という。）については、基本給、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員報酬及び通勤報償費とする。

第3条 役員報酬は、月の1日から末日までの期間について、月1回にその全額を支給する。

2 常勤役員等の基本給及び通勤手当の支給日は、前項に規定する期間(以下「給与期間」という。)によるその月の21日とする。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

3 非常勤役員報酬及び通勤報償費の支給日は、当該給与期間の属する月の翌月の21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

4 期末手当は、第6条第1項の基準日の別に応じて、それぞれ次の各号に定める日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(1) 基準日が6月1日の場合6月30日

(2) 基準日が12月1日の場合12月10日

(基本給)

第4条 常勤役員等の基本給月額、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 理事長 月額 630,000円

2 前項に規定する理事長の基本給月額については、理事長の任期ごとに見直すものとする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給方法は、法人の職員の例による。

2 非常勤の役員に対する通勤報償費については、その者の通勤の事情に応じ、理事長が別に定める額を支給する。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員等に対して支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡し常勤役員等についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 カ月 100 分の 100
- (2) 5 カ月以上 6 カ月未満 100 分の 80
- (3) 3 カ月以上 5 カ月未満 100 分の 60
- (4) 3 カ月未満 100 分の 30

3 前項の規定による期末手当の額は、業績評価の結果又はその者の業績に応じ、その額の 100 分の 20 の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき第 4 条の規定に基づき定める基本給の月額(以下この条において「基本給月額」という。)に、基本給月額に 100 分の 20 を乗じて得た額及び基本給月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を加算した額とする。

5 前 4 項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の例による。

(非常勤役員報酬)

第 7 条 非常勤役員報酬は、次に掲げる額とする。

- (1) 理事 日額 30,000 円
- (2) 監事 日額 30,000 円

(日割計算)

第 8 条 基本給は、就任の日から支給し、退職、死亡又は地独法第 17 条第 1 項から第 3 項の規定により解任されたときは、その日までこれを支給する。

2 前項の規定により基本給を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給する以外のときは、その基本給の額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(報酬の支払方法)

第 9 条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、役員からの申し出に基づき、当該役員が指定する金融機関の預貯金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法令に基づき給与からの控除が認められているものは、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第 10 条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、別に定める場合を除き、これを切り捨てるものとする。

(職員を兼務する役員の報酬)

第 11 条 法人の職員である役員については、この規程に基づく役員の報酬は支給しない。

(退職手当)

第 12 条 役員の退職手当については、支給しない。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条第 2 項の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。ただし、平成 27 年 3 月 31 日までの間においては、第 6 条第 2 項中「100 分の 162.5」とあるのは「100 分の 170」とする。
- 3 改正後の地方独立行政法人奈良県立病院機構役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程に基づいて支給された報酬は、それぞれ改正後の役員報酬規程による給与の内払とみなす。